

# China Tax Update



## 中国の関税法

July 2025

### In brief

中国では、「中華人民共和国関税法」(以下、関税法)が 2024 年 12 月 1 日より、従来の輸出入関税条例(以下、関税条例)に代わり施行されました。基本的に現行の中国関税制度を踏襲し、関税率の水準を維持しつつ、納税者の申告手続きの簡素化、効率化を図り、越境電子商取引の源泉徴収義務者および罰則などが明確化されました。

本ニュースレターでは、関税法において明確化された主な項目について解説します。

### In detail

#### (1) 越境電子商取引の源泉徴収義務者および罰則

関税法においては、貿易モデルの一つである越境電子商取引(以下、越境 EC)に関する源泉徴収義務者およびその罰則規定が、下記のとおり新たに定めされました。

日本企業が中国非居住者として、中国国内の消費者向けに越境 EC 事業を展開する場合、通常、中国国内の EC プラットフォーム事業者等を代理業者として選任する必要があります。そして、これらの代理業者が、関税の源泉徴収および代理徴収の義務者(以下、源泉徴収義務者等)となります。

関税法	
① 源泉徴収義務者等	<ul style="list-style-type: none"><li>越境 EC の小売輸入に従事する EC プラットフォーム事業者、物流企業および通関企業、ならびに法律・行政法規により関税の源泉徴収・代理徴収納付義務を負うと規定された個人・法人が、関税の源泉徴収義務者等となります。</li></ul>
② 罰則	<ul style="list-style-type: none"><li>源泉徴収義務者等が税金を源泉徴収しなかった場合、税関は同者に対し税金を追徴し、さらに源泉徴収すべき税金の 0.5 倍以上 3 倍以下の延滞金を科します。</li></ul>

## (2) 税関による徴税の優先順位および租税回避への防止対策

関税条例には明確な規定がなかったため、過去には税関による徴税の優先順位や租税回避防止策が争点となっていました。これを受けて、関税法においては、これらの点について下記のとおり明確化が図られました。

現在、中国も米国からの輸入品に対して追加関税を維持しています。このような状況を踏まえ、米国から部材等を輸入している中国子会社は、一般的にサプライチェーンの調整を通じて原産地を変更することで、中国における追加関税の負担を軽減することが可能です。ただし、このような原産地の変更を行う場合には、原産地規則を遵守することはもちろん、合理的な商業上の目的が伴っていることも求められます。

関税法	
① 税関による徴税の優先順位	<ul style="list-style-type: none"><li>法律に別段の定めがある場合を除き、税関が徴収する税金は無担保債権に優先されます。納税者がその財産に抵当権または質権を設定する前に未納税金が発生している場合には、抵当権または質権よりも税金を優先して納付しなければなりません。</li><li>納税者が税金を滞納し、同時に行政機関から罰金または違法所得の没収処分が科され、納税者の財産がそれらを支払えない場合、税金が優先されます。</li></ul>
② 租税回避への防止対策	<ul style="list-style-type: none"><li>関税法の関連規定を回避し、合理的な商業目的を有さずに納税額を減少させる行為に対し、国は関税調整等の租税回避への防止措置を講じることができます。</li></ul>

## The takeaway

特筆すべき点として、原産地の変更により中国の関税が減少する場合、その変更には合理的かつ商業的な目的が求められる場合があります。状況に応じて、専門家へご相談いただくことをお勧めいたします。

また、上記以外の重要な変更点として、納税者による過納付分の還付申請期間および税関調査の遡及期間が、従来の1年から3年へと延長されました。特に後者については、遡及期間が長くなつたことから、税務調査に備えて、会計帳簿や会計証憑、通関インボイスなど、輸出入貨物に関連する各種帳票類を適切に保管・管理していくだくことが、これまで以上に重要となります。

## Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目2番1号 Otemachi One タワー

Email: [jp\\_tax\\_pr-mbx@pwc.com](mailto:jp_tax_pr-mbx@pwc.com)

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー

白崎 亨

ディレクター

佐々木 敏子

シニア マネージャー

丁 琪忠

### PwC 関税貿易アドバイザリー合同会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目2番1号 Otemachi One タワー

[www.pwc.com/jp/ja/services/tax/customs](http://www.pwc.com/jp/ja/services/tax/customs)

パートナー

Robert Olson

ディレクター

芦野 大

マネージャー

Michael Zhang

過去のニュースレターのご案内

[過去のニューレターを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

e-learningのご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、クライアントが複雑性を競争優位性へと転換できるよう、信頼の構築と変革を支援します。私たちは、テクノロジーを駆使し、人材を重視したネットワークとして、世界 149 カ国に 370,000 人以上のスタッフを擁しています。監査・保証、税務・法務、アドバイザリーサービスなど、多岐にわたる分野で、クライアントが変革の推進力を生み出し、加速し、維持できるよう支援します。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2025 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.